



泰山石敢當

指定名称 泰山石敢當 (町指定有形民俗文化財)
所在 地 久米島町字西銘830
指定年月日 平成6年1月20日 (旧具志川村指定)
所 有 者 上江洲 義一

高さが約1.2mで、前側の中央に「泰山石敢當」、右上に「雍正十一癸丑」
(1733)、左に「八月吉日」と刻まれている。「石敢當」に年号が刻まれるのは珍しいが、その中にあって日本では二番目に古く、県内では年代が記されたものでは最古のものである。

「石敢當」は、14世紀後半に中国からもたらされた除災招福の石柱で、主に屋敷に突き当たる場所 (T字路、十字路) に建てられている。

年号が刻み込まれ、「泰山石敢當」が

設置された年代が把握できる貴重な資料である。

